

Title	大僧正隆弁：その伝と和歌
Sub Title	Daisojo Ryuben : His life and his Waka
Author	中川, 博夫(Nakagawa, Hiroo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1984
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.46, (1984. 12) ,p.1- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00460001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大僧正隆弁

—その伝と和歌—

中川博夫

はじめに

鎌倉時代中期に、主としては関東鎌倉に在って活躍し、『徒然草』第二一六段—最明寺入道時頼の話—によってもその名を知られる隆弁なる僧侶歌人がいる。

隆弁は僧侶としては、鶴岡若宮社別当や園城寺長吏を務め、大僧正にまで到り、主導的立場の人物であったと考えられる。一方で、この隆弁は勅撰集入集歌数二十五首を数える相應の歌人でもあり、少なくとも関東歌壇に於いては重要な存在であったと考えられ、特に宗尊親王との関係等からも一応の注意が払われてよいものと思われる。

然るに、現在まで、隆弁については、『徒然草』の諸注釈や仏教辞典類の比較的簡略な説明以外にはまとまった論が無いように見受けられる。従って、本稿ではこの隆弁に關し、管見の及ぶ限りの資料により、その伝記的考察を中心に小論を試みてみたい。

先ず、隆弁の生没について述べる。弘安六年（一二八三）八月十五日入寂⁽¹⁾（七十六歳）という点、諸資料（統燈記、血脈等）一致している。この没年より逆算すると、隆弁の生年は承元二年（一二〇八）となる。猶、その忌日については、『新後撰和歌集』に次の一首が見出され、それによっても確かめられよう。

前大僧正隆弁、八月十五夜身まかりて侍りける一周忌に、結縁経そへて秋懐旧といふ事を 前大納言実冬⁽²⁾
めぐりあふ去年のこよひの月みてやなき面かげを思ひいづらむ

『新後撰和歌集』卷十九雜歌下 一五三七
一五三六

次に、隆弁の家系について簡略に見ておきたい。次頁に『尊卑分脈』より抄出したが、『系図纂要』とも問題となる異同は無い。

隆弁の父は、藤原氏北家末茂流正二位権大納言隆季の嫡男、正二位権大納言隆房である。隆房は、久安四年（一一四八）生、承元三年（一二〇九）六十二歳で没しており、隆弁は実子とすればその最晩年の子ということになる。隆弁の母は諸資料より、正二位権中納言葉室光雅女と知られる。

従って、隆弁の家系は、父方が、大概、藏人頭・檢非違使別当・按察使等を務め、極官位は正二位大納言をもって終え、母方も、略同じくして、衛門佐・五位藏人・弁官の三事兼帯の者も出、正二位権中納言をその最終官位とする程の家柄であった。これを要するに、隆弁の出自は、凡そ上流の貴族にして、実務的能力を認められる家筋であると言えよう。

末茂
——(七代略)——

頭季

家保 (参議)
(從三位)

家成 (中納言)
(正二位)

隆季

隆房
(權大納言)

隆衡

隆宗

隆重

隆憲

隆仲

隆重

隆重

中宮大夫
大宰帥
檢別当

号冷泉
檢別当

檢別当内藏頭
大宰(權)帥正二位
按察使中宮大夫
頭權大納言

母從三位
藤忠隆女

從五下

從三内藏頭

出家

母

母

安房守正五下

季房出家寂因
母正三位泰經女

(大)僧正
隆井 園城寺長吏

攝政師家公室

母

中將基範室

母

国史大系頭書
僧、寺門伝記補録三井
統燈記園城寺伝法血脉
作大僧

如意寺 大僧
正 鶴岡別当
弘安六年
八十五寂
(系圖纂要)

()内は他資料
により私に記
す。

父隆房は、周知の如く、平安末期の親平家の公卿で、政治家として活躍し、且つ一方で、風流人としても名を残した人物で、『千載和歌集』以下の勅撰集に三十四首の入集を見ている。因みに、隆房の子供達、即ち、隆弁の兄弟達については、隆房嫡男正二位大納言隆衡が『新勅撰和歌集』以下に八首の入集がある他は、本稿の対象の隆弁を除いて勅撰集には入集していない。併しながら一方、母光雅女の血族中で着意されるのは、光雅の嫡嗣光親男に、『統古今和歌集』撰者にして歌人として名を成した光俊（光俊）真親があることである。つまり、隆弁と真親とは従兄弟同士ということになる。これは後述する隆弁の活動に関連して留意されるべき事実であろう。

以上の略述をもつても、隆弁は、政治的・実務的能力と文芸的才能とを兼備した血脈に生を享けていると見做すことが一応は可能かと思われる。

ところで、この隆弁と比較的近い時代の同名の人物との区別をここで確認しておきたい。

その中では、先ず、明恵上人高弁の弟子たる隆弁が問題となる。この隆弁の詳伝は不明であるが、明恵の四十歳代に弟子として近侍したらしく、その著『真聞集』は明恵の行実を伝える資料となっている。その『真聞集』によると、この隆弁は、早く建保五年（一一一七）六月二十日、明恵により五秘密法を授けられているのを見ても、本稿対象たる隆弁が当時僅十歳であれば、明らかに別人である。

他に系図類によって知られる「隆弁」は、松殿関白藤原基房の孫良嗣の三男に寺法師の隆弁があるが、良嗣が貞応元年（一一二二）生であり、本稿の隆弁とは別人である。又、藤原氏関白師通流に仁和寺執事成海の二男として仁和寺僧隆弁、大中臣重長の二男として僧隆弁の名が見えるが、いずれも本稿の隆弁とは無関係である。

序でに、『国書総目録』によって知られる「隆弁」の著作を見ると次の如きである。

- ①儀軌ぎぎ 一冊 (類) 仏教 (著) 隆弁 (写) 大東急 (承久二写)
- ②真聞集しんもん (類) 真言 (著) 明恵述・隆弁記 (写) 高山寺(五卷)・高野山金剛三昧院(享保七写一帖)
- ③都率西方往生難易法談とそつまいほうりだんじ (類) 仏教 (著) 高弁述・隆弁記 (成) 寛喜元 (活) 真言宗安心全書下
- ④唯識三十頌略解ういしきさんじゆ 一卷 (類) 仏教 (著) 隆弁 (写) 薬師寺
- ⑤隆弁法印西上記りゅうべんほういんせいじょうき 一冊 (角) 建長二年鶴岳別当 (類) 紀行 (著) 隆弁 (写) 東大史料(東京都酒井宇吉蔵本写、紙背文書を付す)

このうち、②は前述の『真聞集』である。その他、④の薬師寺蔵『唯識三十頌略解』は未見である。①大東急記念文庫蔵『儀軌』は「隆弁」真蹟とされ、「上覚上人許 承久二年八月末 隆弁」の奥書を有する。上覚は明恵の叔父で、やはり明恵の弟子隆弁の著と考えられる。又、③『真言集安心全書』所収の『者率西方往生難易法談』も、冒頭に「明恵上人説 隆弁闍梨記」、奥書に「寛喜元年六月十日聽_(二二二九)之_(二二〇)即_(二二〇)時_(二二〇)記_(二二〇)之_(二二〇)」隆弁」とあり、明恵の口述を弟子隆弁が筆記したものと考えられる。

最尾⑤の『隆弁法印西上記』は、その内容よりして、後述の如く本稿の隆弁の事跡を伝えるものではあるが、隆弁自身⁽⁶⁾の著作とは認め難い諸点も存する。

二

僧侶としての隆弁について述べてみたい。隆弁の事跡を伝える凡その資料については、補注[※]した如くである。

稿者はその諸資料により、試みに年譜を作成した(付記参照)。本来、それを示すべきだが、紙幅の都合もあり、その中から隆弁の伝記上問題になると判断されるものを抽出整理して論ずることとする。

隆弁の園城寺入門は、承久二年(一二二〇)十三歳の時で、覚朝(7)の室に入っている。当時の隆弁の法名は光覚である。その後、詳しい日時は不明だが、明弁(8)に謁し、隆弁と名を改め、又、證慶や猷円(9)にも師事し、天台教学を学び、台密の修法を伝授されている。又、寛喜二年(一二三〇)九月二十日、及び天福元年(一二三三)には法勝寺八講に侍している(以上 統燈記)。

更に、嘉禎四年(一二三八)五月三日、三十一歳の時に「葺林坊」に於いて、円意法印より伝法灌頂を受けている(血脈、統燈記等)。そして、「弟子礼」を報じ、凡そ千日の厳しい修法を修めたと伝えられる(統燈記)。

ところで、隆弁は、右より以前の天福二年(一二三四)三月、鎌倉に下着している。以後、時々西へ上ることはあつても、主に関東鎌倉を本拠としている。將軍では四代頼経から七代惟康親王の時代に当る。

ここで、僧隆弁の官位と役職とについて先に概観しておく。

先ず、僧綱について見ることとする。関東下向時の『吾妻鏡』の記載は「大納言阿闍梨隆弁(10)」である。その後、嘉禎三年(一二三七)に三十歳で律師となり、暦仁元年(一二三八)に少僧都、仁治元年には大僧都、と立て続けに昇進し(西上記)、寛元元年(一二四三)六月二十日、三十六歳で法印に叙せられる。これは、後嵯峨天皇皇子(後の後深草院)誕生の際の加持に対する賞としての叙位である(鏡)。更に、権僧正に任ぜられるのは建長四年(一二五二)十月二十三

日のことであるが、これも又、後嵯峨院第一皇子にして当時鎌倉將軍であつた宗尊親王の病氣平癒加持の賞による昇進である（鏡、補録）。そして、隆弁五十八歳の文永二年（一二六五）十一月八日に大僧正に到る（鏡、門跡）。猶これも「御祈賞」によるもので、この時將軍宗尊親王は、隆弁に歌一首一賀歌であらうか一を除書に添え贈つたと伝えられる（鏡）。

以上の如く、隆弁は、時々賞により順調に官位を昇り極めることがわかる。

次に、隆弁が務めた主な役職を見てみたい。鎌倉に於いては、宝治元年（一二四七）六月二十七日、將軍頼嗣が請い、隆弁を鶴岡若宮社別当に補している（補録、社務）。これは、直接的には同年四月と六月の三浦泰村の乱―宝治合戦―に際して、執権北条時頼が、隆弁に「無為御祈請」の為「如意輪秘法」を修せしめ、同十三日、その結願に当り時頼は、「今度合戦之間。関東平安。併御法驗之所致也云々」という自筆賀章を隆弁に遣わしており（鏡）、隆弁の法驗を幕府が認め、將軍頼嗣が別当就任を要請したものであろう。猶、『補録』には「寺門預三此職。自是而始焉」とあり、確かにこの後の歴代の同別当は園城寺の僧が占めている。この事實は、寺門と幕府の關係の深さを示す一端であると共に、隆弁が生涯同職にあつたことよりして、隆弁自身の果した役割りの大きさを思わせるものでもあろう。又、隆弁は、文永八年（一二七一）には、この鶴岡八幡宮の学頭職にも補されている（『当社学頭職次第』―史料綜覧による―）。

ところで、右の役職にも関連しようが、隆弁は、鶴岡八幡宮諸坊の供僧職を補している。例えば、宝治元年（一二四七）十一月八日、性盛を円乗坊供僧職に補し、以下同断に、建長元年（一二四九）六月十九日・幸猷・頓学坊⁽¹²⁾、同七年（一二五五）七月十三日・正尊・悉覚坊、文永十年（一二七三）五月十八日・源猷・頓学坊⁽¹³⁾、といった具合である（供僧）。

猶、建長二年（一二五〇）十一月二十八日付で、執権時頼と連署重時が、隆弁に供僧の乱行者の取締りを命じていることも知られる（『鎌倉遺文』七二四八所収 関東御教書）。

以上、その役職よりしても、隆弁は、比較的早期から、鎌倉僧界を管掌する立場に在ったことが窺い得よう。

続いて、園城寺内部に於いては、前述の鶴岡若宮社別当就任の十七年後、隆弁五十七歳の弘長四年（一二六四）二月、同寺別当に補せられ（統燈記）、後、文永四年（一二六七）十二月、同寺第五十八世の長吏に補せられる（統燈記、補録等）。これは、翌五年（一二六八）九月に辞す（統燈記）。しかし、その後、建治二年（一二七六）一月十八日、長吏に重補され、弘安六年（一二八三）六月一日まで、即ち、入寂直前までその任にある（統燈記）。猶、この間文永五年（一二六八）に、隆弁は大阿闍梨位に昇り、その時以後計十一人に伝法を授けている（統燈記、血脈）。

右の如く、寺門内部に於いても隆弁は顯要に就く訳であるが、この榮達はやはり、僧隆弁の個人的資質はともかく、関東鎌倉に於ける地位（後述の如く、幕府の護持僧的存在であったこと）、及びその背後にある幕府の力と無縁ではないと推測される。

以上、隆弁の僧綱、役職を概観したが、僧隆弁は、官位を極め、斯界の重職を歴任したと知られる。そして、隆弁が鎌倉幕府の体制内部と深く結び付き、又、そこに將軍を送る京都の貴族社会―特に後嵯峨院周辺―とも関わりを持ちつつ、それらを宗教的に護持すべき職責を担うような存在であったことが窺知されよう。

次いで、右に述べたことを確認する意味も含め、主に、僧隆弁の関東下着後の活動につき整理してみたい。年譜をまとめてみると、隆弁に於ける宗教的活動は、生涯を通じ間断なく行われていることが了解されるが、その一々を取り上げて論ずる余裕は無いので、就中、特徴的、典型的と考えられるものを拾い出してみることにする。

先ず、種々の仏事・供養の導師を隆弁は数多く勤めているので、次に数例を列挙する。

- ① 嘉禎三年（一二三七）十一月八日 箱根御奉幣 御経供養導師（鏡）
- ② 嘉禎四年（一二三八）一月九日 將軍家（頼経）二所（伊豆箱根向権現）参詣 御経供養導師（鏡）
- ③ 建長元年（一二四九）十一月二十三日 永福寺（頼朝建立）供養導師（鎌倉裏書、武家裏書、九代記）
- ④ 建長六年（一二五四）三月七日 執権時頼大般若経供養（於鶴岡宮寺）導師（鏡）
- ⑤ 建治三年（一二七七）八月二十三日 御所持仏堂供養導師（建治日記）

隆弁の関東下着以後それ程年数を置かないうち（①）、（②）から、將軍頼嗣時代（③）、同宗尊親王時代（④）を経て、ほぼ最晩年に到る（⑤）まで、隆弁が幕府中枢の仏事を掌ったことが察知されよう。猶、右の諸例に類すること、建長八年（一二五六）秋、鹿島社唐本一切経供養導師を勤めた際、笠間時朝との間に次の如き贈答が残されている。

建長八年秋のころ、唐本一切経をかしまの社にて供養したてまつりける、導師若宮別当僧正坊へ、くやうの日は
彼はからひたるへきよし、申つかはしたりければ、月のころならばよかりなんとて 権僧正隆弁

神もなをくらきやみをはいとひつゝ月のころとやちきりをきけむ

返事

久方のあまのとあけし日よりしてやみをはいとふ神としりにき

『前長門守時朝入京田舎打聞集』四〇、四二。

ところで隆弁は、右の常陸一ノ宮鹿島社以外にも、様々な場所に参詣、参籠している。例えば、前記の鎌倉將軍の信仰厚い二所権現を始め、諏方神社（宝治二年（一二四八）四月）、三島神社（建長三年（一二五一）二月）、武藏鷲宮大明神（同年四月。以上鏡）、熊野（文永八年（一二七一）三月。続燈記）、善光寺（同年。社務）等である。隆弁が生涯を通じ、地域的にも広範囲に、かなり精力的な活動を展開していたことが想像されるのである。猶、伊勢神宮参籠の折の次の如き贈答も見える。

前大僧正隆弁大神宮にこもりて侍ける時つかはしける 荒木田尚良

神もさそわきてうくらんあさ日かけいつるかたよりさしていのは

返し 前大僧正隆弁

日のもとにいはしめける神なれはあつまのおくもさそてらすらん

『閑月和歌集』四三一、四三二

右の詠作時期は不詳だが、隆弁詠には、関東の側にある者の意識が読み取られる。

さて、隆弁は、天変地異・兵火といった天下国家の危難や疾病御産等の人間上の大事に対する加持祈禱に於いて特に法験を發揮し、その力を認められ、又、そのことが隆弁をして斯界に地位を築かしめる基となったものと考えられる。次にその種の事跡の例を抜き出してみたい。

先に病氣・御産の加持祈禱の類を見る。前述の如く、隆弁の法印昇進は、後嵯峨天皇中宮（藤原嬉子）御産の際、その前年に幕府より派遣され上洛し、禁中に於ける「尊星王法」に供し（寛元元年（一二四三）六月九日）、翌日皇子（久

仁親王) が無事誕生したことに對する賞であつた(鏡、統燈記)。又、その折今出河入道相国公經の瘡病に祈り、効驗を示している(鏡)。この上洛時の事跡(殊に前者)は、將に、少壯の僧隆弁が既にして、京都関東間にその密法の法力を喧伝されつつあつたことを窺わせると同時に、事後一層、隆弁がその評判を高め、斯界に驗者としての地位を確立する基となつたものと考えられる。以下に、個々人に對する加持祈禱の類例を以てその後の経過を辿つてみる。

執權経時(寛元三年(一二四五) 七(八月)、將軍頼嗣(同年八(九月)、頼嗣室(檜皮姫・北条時氏女。宝治元年(一二四七) 四月)、將軍宗尊親王(建長四年(一二五二) 八月) 等、各々の病氣平癒を祈禱し、殆んど全てに効果を示現し、賞せられている(以上鏡)。更に又、執權時頼室(建長二年(一二五〇) 十二月五日・十三日)、北条時茂室(弘長三年(一二六三) 十二月二十九日) 等の懷妊に著帯加持を為している(以上鏡)。特に前者では、時の為政者時頼を以てして、敢えて、在寺の隆弁に、飛脚を遣わして加持を要請し、呼び寄せることをさせるまでに到っている。その他に、時期は特定し得ないが、次の如き贈答も知られる。

平重時朝臣子うませて侍りける七夜によみてつかはしける

前大僧正隆弁

ちとせまで行末とほき鶴の子をそだても猶君ぞみるべき

返し

平重時朝臣

千年ともかぎらぬものを鶴の子の猶つるの子の数をしらねば

〔新千載和歌集〕 卷二十慶賀歌 二三八五、二三八六、二三八四、二三八五

以上の如く、幕府や京都の要人に直接親密に関わる加持祈禱を為し、法驗を示している訳だが、同時に、例えば、

○頼嗣平癒の霊夢感得（寛元三年（一二四五）八月二十五日）↓平癒（同九月十四日）

○時頼室の出産日時（明日酉刻）予告（建長三年（一二五二）五月十四日）↓若君誕生（同十五日酉終刻後）

〔兼日之仰。事無相違。不言語之及所。〕

○御修法結願日宗尊親王平癒を予言（文永三年（一二六六）五月二十六日）↓御修法結願し聊か平癒（同六月一日）

〔兼日申状符合之由〕

（以上 鏡）

といった具合に、隆弁が、言わば予言者的能力を有していた、或いはその様な人物として、世上一般の通念に捉えられていたことも看取されるのである。

以上に限らず、天変地異に対する祈禱についても以下の如き例を挙げ得る。

○月蝕（寛元二年（一二四四）一月四日）、○炎旱（同年六月三日。建長四年（一二五二）六月十九日、七月十日。正嘉元年（一二五七）七月二日）、○天候不順 建長八年（一二五六）六月七日）、○慧星の変（文永三年（一二六六）一月十二日。以上 鏡）等である。これらに関連して次の如き歌も見えている。

文永十一年七月五日、前大僧正隆弁あめのいのりうけ給てほとなくふり侍しかは、賀しつかはすとて

あめのしたおよはぬ袖の露までも君かめくみにかよりぬるかな

返事

老か身もあめのしたにはふりはてゝなみたそ今は袖ぬらしける

〔長景集〕¹⁸ 一六四、一六五

引き続き、幕府や国家の大事に於ける加持祈禱をみると、前述の宝治合戦の他、二度に渡る元寇に隆弁は密法を修している。即ち、文永十一年（一二七四）十一月、鶴岡八幡宮に於ける五壇護摩一百ヶ日に中壇を勤め（社務）、弘安四年（一二八二）七月一日、同じく五壇法を修している（統燈記）。後者では修法散日に蒙古が大風に水没し、これにより隆弁は伊勢齋院勅旨田を賜わり、永く寺供に宛てたと伝えられる（統燈記）。

猶、この様に隆弁は、種々の法験の賞により、様々な物品（劍、馬、絹、南延等々）や不動産類（能登国諸橋保、美濃国岩滝郷、六波羅大寺院等々）を得ており、経済的な力も侮れないものがあつたと想像されるのである。

ともかく、この国難たる元寇時には、隆弁は、前述の如く、既に僧界の要路にあり、幕府護持、延ては国家護持的な役割りを以て任じていたことが窺われるのではないだろうか。猶、弘安の役に関し、隆弁は、法眼源承勸進の十五首歌に於いて、

をとにきく伊せのかみかせふきそめてよせくるなみはおさまりにけり

（『閑月和歌集』四三四）

という神祇歌を詠じている。

以上、縷々述べてきた如く、記録類に見る隆弁には、多分に験者の性格が記し留められていることが認められるが、恰も、それを更に敷衍する如く、『三井統燈記』には「凡止雨祈雨。日蝕月蝕。禱之必応。由是上下貴賤婦敬供養。如レ仏無レ異」とあり、又、『隆弁法印西上記』では「御祈承ルコトニ、事トシテ成セサルハナカリケリ、或ハ世上旱魃、天下水トモシキニ、法験ココニアラハレテ、大雨忽ニクタリ、或ハ弓ヲ張り、旗ヲアケテ、世ヲシタリ、国ヲ損ントセ

シニ、手ニ経卷ヲ取テ、連ニ惡徒ヲタイラケ、日蝕月蝕ハ度コトニ仏力法力信ヲマス、度々昇進へ、皆法驗ノ賞也、」
(朱点は説点とし、助詞等で小字書きのものも本行の大きさに改めた)、と評されているが、やや伝説化の嫌いが無くもないと思われる。

さて、右に述べた事柄の他に、僧隆弁の活動としては、寺社の復興や造立及びその勸進が目立ち、その様なところに隆弁の異なった一面―政治的手腕とも言ったものを窺知し得ると思われるのである。例えば、如意寺⁽¹⁹⁾鎮守諸社勸請・建立(建長五年(一二五三)十月二日)同六年(一二五四)六月)や鎌倉の聖福寺⁽²⁰⁾神殿造立勸進・上棟(同六年四月十八日。以上鏡)等である。又、建長二年(一二五〇)二月二十三日、園城寺興隆を幕府に願ひ出て、幕府は「当寺事。関東代々御帰依異レ他。殊有ニ御助成ニ云々」と「沙汰」し(鏡)、同年九月にこの件と世喜寺龍花会執行の為、隆弁は西に上っている。この間の事情を記したものが前記の『隆弁法印西上記』であることはほぼ間違いないと思われるが、同書自体については別の機会に考えることとしたい。更に、正元元年(一二五九)九月十四日、本寺三摩耶戒壇の勅命に關し上洛している。ここには、周知の如く、山門と寺門との争いが絡んでおり、当時隆弁が既に園城寺内部に於いて重鎮としてあったのであろうことが推測される。そして又、以上の如き隆弁の活動は、当然鎌倉幕府の力を背景にして為されたと考えべきだろうが、逆に、幕府の隆弁に対する信頼、或いは鎌倉に於ける隆弁の影響力の大きさを想見させるのである。

繰り返しにはなるが、僧隆弁の伝について一先ず簡略にまとめておく。

隆弁は僧侶として、鎌倉を本拠としつつ園城寺及び京都、更には地方へと跨り、非常に幅広く精神的な活動を為し、よくその法験を發揮して人々の信望を集め、それをも背景に官位を昇りつめ、重職を担った。特に、京都の後嵯峨院周辺や鎌倉幕府内部に於いて、要人と個別的に親密な関係を保ち、自らその中枢に宗教的に関与し、鎌倉に在っては斯界の支配的人物であり、又、寺門を代表すべき存在ともなった。時代の主導的僧の一人であったと言えよう。こういったことは、隆弁の学識、験者としての資質のみならず、その実務的能力・政治的手腕をも想像させるのに十分なことでもあると考えられるのである。

猶、例えば、文応元年から弘長年間にかけての日蓮の法難に、隆弁―当時、鶴岡若宮社別当にして権僧正―が如何に関与したか、等の問題については後考に譲りたい。

四

ところで、前述した僧侶としての活動の諸事例に於いて、隆弁が関わりを持った幕府要人の中でも特に留意しておきたいのは、執権北条時頼と將軍宗尊親王である。前者時頼については、『徒然草』に関連して述べるが、後者宗尊親王との関係については、後に鎌倉の歌壇の状況に言及する意味からここで確認しておきたい。

時頼は、安貞元年（一二二七）生、鎌倉幕府第五代執権（寛元四年（一二四六）三月二十三日）康元元年（一二五六）十一月二十二日）を務め、三十歳で出家し、弘長三年（一二六三）三十七歳で没する。先に見た如く、この時頼は隆弁に相当の信を寄せ、又、折しも壮年期に当る隆弁もよくそれに応えており、両者の親交を窺わせる。その時頼に関連するもので隆弁も名を見せている話が『徒然草』第二一六段である。これは、最明寺入道（時頼）が、鶴岡八幡参詣のつい

で、足利左馬入道（時頼の義理の叔父・足利義氏）の許に立ち寄り饗応を受けた折、「年毎に給はる足利の染物、心もとなく候」と言ったのに対し、左馬入道は最明寺入道の眼前で仕立てさせ、後に届けさせた、といった話である。そこに、「その座には亭主夫婦、隆弁僧正、あるじ方の人にて座せられけり。」と見えるのである。足利義氏と隆弁との交流状況や詳しい事情は不明だが、ここにも幕府要人達と日常的に密接な関わりを保っていた隆弁の姿が垣間見えるのではないだろうか。

次に宗尊親王との関係について述べる。歴代將軍の下で勤めた隆弁だが、別けてもこの宗尊親王とは殊に深い結び付きがあったと思われるのである。前述の如く、宗尊親王の父帝（後嵯峨院）周辺と隆弁とは早くから親密であった訳だが、この宗尊親王が、建長四年（一二五二）四月、鎌倉に征夷大將軍として入営した当初にも隆弁は無為の祈禱を行っている。又、先に見た如く、同年八月には宗尊の病に祈り（六、七日）、その平癒の霊夢を感得した（二十二日）が、『吾妻鏡』の同日の条には「將軍家又有御夢想」と記され、両者の莫逆を伝えている。そして九月七日、その折の賞により、隆弁は一村（美濃国岩瀧郷）を拝領し、権僧正昇進の直接的機縁ともなっている（鏡、続燈記）。その後例えば、建長八年（一二五六）八月二十六日、九月一日、弘長元年（一二六一）七月三日、文永三年（一二六六）五月二十四日・二十六日、六月一日等、ほぼ將軍在位（建長四年（一二五二）四月一日～文永三年（一二六六）七月四日）の全期に渡り、隆弁は宗尊親王の病気の為加持祈禱し、或いは平癒を予言したりしている（鏡）。以上の如き事情を勘案すると、隆弁が大僧正に転ずるに際し、宗尊親王が賀歌を贈るといったことにも、単に鎌倉の將軍と高僧といった一般的な関係以上のものを看取し得るのではないかと思われるのである。その両者の深交を傍証するものとして次の如き歌を挙げ得よう。

前大僧正隆弁、やよひのつごもりの日、あづまへまかり侍りけるにつかはしける 中務卿宗尊親王

いかにせんとまらぬ春のわかれにもまさりてをしき人のなごりは

返し

前大僧正隆弁

めぐりこん程をまつこそかなしけれあかぬ宮この春のわかれば

〔新後撰和歌集〕卷七離別歌 五三七、五三八

前大僧正隆弁あづまへまかるとて、秋はかへりのぼるべきよし申し侍りけるが、冬にもなりにければつかはしける
中務卿宗尊親王

秋風とちぎりし人はかへりこずくすのうら葉のしもがるるまで

〔玉葉和歌集〕卷十四雜歌一 二〇三六
二〇二八

どちらも詠作時期を特定し得ないが、文永三年（一二六六）七月、宗尊親王が北条氏に將軍職を追われ、帰洛後のことであろうとは考えられ、宗尊親王の隆弁に対する個人的信頼の大きさと、両者の長期に渡る交誼を想像させるのである。その様な間柄が築かれる背景には、勿論鎌倉幕府の將軍とその護持僧という公的な交流を想定する必要はあろうが、後述の如く、和歌を媒介に、隆弁の從兄にして宗尊親王の歌道師範たる真観なども絡めた私的深交というものを重ね合わせて考えるべきだと思われるのである。

五

僧侶として以上の如き閥歴を有する隆弁の歌人としての側面につき些かの整理を施してみたい。

先ず、管見に入った隆弁の和歌を集別の数で次に示しておく。⁽²⁾ 現在まで管見に入った歌数は計七十六首である。猶、隆弁の漢詩一首が、『鳩嶺集』⁽²³⁾に見える。

続後撰和歌集 2 (三、六一)

続古今和歌集 4 (二、題、明2。二、明2)

続拾遺和歌集 7 (人、井1。二1。二、明、歌1。題、明、後1)

新後撰和歌集 3 (閑1。二2)

玉葉和歌集 2 (夫、六、二1)

続千載和歌集 1

続後拾遺和歌集 1 (人1)

新千載和歌集 2

新拾遺和歌集 1

新後拾遺和歌集 1 (題、明1)

新統古今和歌集 1

(小計 25) (新編国歌大観)

東撰和歌六帖 6 (統群書類従本2、中川文庫本4)

中川文庫本は『国文学研究資料館紀要』第二号(福田秀一氏翻刻)

新和歌集 1 (時1)
(宇都宮二荒山神社本)

中務卿宗尊親王家百五十番歌合 10 (時1)

(古典文庫)

三十六人大歌合 5 (統後撰、六1。宗3)

(群書類従)

人家和歌集 17 (統拾、井1。統後拾1。夫2)

(松平文庫本)

『国文学研究資料館紀要』第七号
(福田秀一氏翻刻)

閑月和歌集 3 (新後撰1)

(古典文庫)

夫木和歌抄 7 (玉、六、二1。人2)

(作者分類夫木和歌抄)

六花和歌集 3 (統後撰、三1。玉、夫、二1)

(古典文庫)

二八明題和歌集 9 (統古、題、明2。統古、明2。統拾1。統拾、明、歌1。新後撰2。玉、夫、六1)

(図書寮叢刊)

拾1。統拾、明、歌1。新後撰2。玉、夫、六1)

和歌題林愚抄 12 (統古、二、明2。統拾、明、後1)

(酒田市立光丘図書館本)

新後拾、明1。明5。明、後2)

(国文学研究資料館紙焼本による)

明題和歌全集 16 (統古、二2。統古、二、題2。統拾、二、歌1。統拾、題、後1。新後拾、題1。題5。題、後2)

(福武書店版)

後葉和歌集 3 (題、明2)

(図書寮叢刊)

前長門守時朝入京田舎打聞集 2

(私家集大成)

(新1)

長景集 1

(私家集大成)

井蛙抄 1 (統拾、人1)

(日本歌学大系)

歌林一枝 1 (統拾、二、明1)

(日本歌学大系)

(一) 内の数字は、各集の頭の一文字をもって重出状況を示したものである。但、勅撰集は適宜二、三文字とする。

和歌題林抄II題。

前長門守田舎打聞集II時。

次に、歌人隆弁の活動に関する事跡につき、編年のにまとめたものを表示する。便宜的に宗尊親王在位期とその前後とで三期に分かつこととする。

() 内の出典名は適宜略記する。

第一期

仁治二 1241

11・1

(歳)

御所和歌会出座。出座者 北条政村、源親行、後藤基綱、基政、伊賀光西 (鏡)

建長三 1251

末 (奏覽)

44

続後撰和歌集入集〔二首〕

第二期

建長八 1256

秋

49

鹿島社にて供養、時朝と贈答 (時朝家集)

正嘉二 1258

弘長元 1261

東撰和歌六帖に撰歌さる (同六帖)

弘長元 1261

7・7

54

宗尊親王家百五十番歌合出詠 (同歌合)

二 1262

9月

55

宗尊親王家百首歌作者 (人家集)

二 1262

9月

55

三十六人大歌合に撰歌さる (同歌合)

文永二 1265

10・19

58

御所連歌会出座 (鏡)

三 1266

10月・12月

59

中務卿親王家五十首歌合出詠 (夫木抄)

三 1266

3・30

59

統古今和歌集入集〔四首〕

三 1266

12月 (奏覽)

59

御所当座和歌会出座。出座者 惟宗忠景 (鏡) 述懐歌詠出

二条教定、入道禪恵、北条時直、時広、清時、時範、

第三期

四	1267	(この前後)	六十歳歌・六十歳余歌詠出(新後撰集等)
八	1271		熊野参詣途次歌詠出(夫木抄)
八	1271	十一	人家和歌集入集(同集)
十一	1274	7・5	祈雨につき長景と贈答(長景集)
建治三	1277	(この前後)	七十歳歌(統拾遺集等)
弘安元	1278		弘安百首作者(統拾遺集等)
		12月(奏覽)	統拾遺和歌集入集〔七首〕
四	1281	秋以降	法眼源承勸進十五首歌作者(閑月集)

隆弁は、早くは仁治二年(一二四二)十月十一日、鎌倉の御所に於ける和歌会に、北条政村、源親行、後藤基綱・基政父子、光西等と共に名を連ねている。これは隆弁三十四歳の時で、それ以前から詠作を為していたことも可能性としては十分考えられよう。ともかく、それ程活動が活発だとは言い難いこの時期の鎌倉歌壇の和歌会に隆弁が参加していることは留意されよう。

一方、弘安四年(一二八二)、隆弁七十四歳時の法眼源承勸進十五首歌に出詠しており、隆弁は最晩年まで詠作を為していたことが、一応は了解される。猶、披講時期は未詳だが、隆弁勸進、或いは主催の歌合の存在を窺わせる資料を

別注⁽²⁴⁾に掲出しておく。

〔第一期〕

さて、隆弁は、後嵯峨院下命、為家撰、建長三年（一二五一）末奏覧の『統後撰和歌集』に二首の入集を見る訳である。これは、右記の仁治二年御所和歌会から十年後で、この間のものと認定し得る具体的な詠歌活動の資料は見出し得てはいないが、当然相応の詠作を為し、中央⇨京都の人々にも一応はその名を知られていたものと思われる。併しながら、この『統後撰和歌集』入集の二首も、次の如きである。

（題しらず）

法印隆弁

なにゆゑかうき世のそらにめぐりきてにしを月日のさしてゆくらん

（卷十 积教歌 六一〇）

四月廿日あまりのころ、するがのふじの社にこもりて侍りけるに、さくらの花さかりに見えければ、よみ侍りける

法印隆弁

ふじのねはさきける花のならひまで猶時しらぬ山ざくらかな

（卷十六 雑歌上 一〇四九）

前者は典型的の积教歌、後者も詠作機会が富士浅間神社参籠の折である。これよりして、この時期の隆弁は、歌人としてよりも、法印にして鶴岡若宮社别当の法力豊かな僧侶としての側面から人々に認知されていたのではないかと推測され、より直接的には、先述の後嵯峨天皇中宮御産の加持などが、同集への入集を果す機縁の一つとなっているのではないかと憶断される。

右の如き事に併せ、『万代和歌集』（宝治二年（一二四八）、真観或いは衣笠家良撰歟）、『秋風抄』（建長二年（一二五〇）四月十八日、真観撰歟）、『秋風和歌集』（同三年（一二五二）冬頃、真観撰）、『雲葉和歌集』（同五年（一二五三）三月～同六年（一二五四）三月、九条基家撰）、『現存和歌六帖』（同元年（一二四九）十二月～同二年（一二五〇）九月、真観撰歟。但、完本ではない。抄出本とも）等の諸集に隆弁の作が見えないことを考慮すると、やはり建長年間前期以前の時期に於いては、隆弁は積極的には詠歌活動を行っていなかったのではないかと推察されるのであり、少なくとも右の諸集撰者の如き中央歌壇の歌人達にとって、有力歌人として認識されていたとは思われる。

〔第二期〕

隆弁の詠作活動は、上述の如く隆弁と交誼を為した將軍宗尊親王の幕府入営以後、鎌倉歌壇自体が活性化する中で、その動向に呼応する形で盛んになっていったと判断されよう。周知の如く、この宗尊親王主宰の同歌壇は、文応元年（一二二六〇）十二月、京都の「歌仙」（鏡）真観を歌道師範として迎え入れる。そこには、自らが中心となる所謂反御子左派の勢力拡大の一環という真観側の事情もあるが、その関東下向に当り、従弟隆弁との縁故が何か関与したかと考えることも強ち無理なこととは言えない。これら三者の交流の意義を速断することは許されないが、或いは、將軍宗尊親王を中心として、その下に血縁の護持僧隆弁と歌道師範真観の二人、といった図式的な整理を試み、そこに和歌を媒介として、相互に政治的・宗教的にも絡み合う有機的結び付きを想定することも可能なのではないだろうか。

その真観下向以前、宗尊親王の命により後藤基政が撰した『東撰和歌六帖』に、隆弁はその歌を載せられる。更に、鎌倉歌壇に於ける最大規模の催しであるところの、宗尊親王主宰（恐らくは真観勸進）、『百五十番歌合』（弘長元年（一二六一）七月七日）、『百首』（同年九月）に出詠する。その『百五十番歌合』に於いて、隆弁は右方二人目Ⅱ「僧正」

(左右一人目は「女房」(宗尊親王、真観)で、左方従二位紙屋川顯氏と番えられている。同歌合は京都に送られ、九条基家によって判を付される。隆弁詠は、付判の七番中七番とも、好意的で、ほぼ勝と認定し得る判詞を得ている。次に、例示する。

百卅七番

左

従二位

あだ人の情ばかりにいつはりをしらでやふかくたのめそめけん

右

僧正

おもへたどいく程ならぬ世中にあはでやみなむ後のつらさを

右はなをえんあるかたまさるにや侍らむ。

六十二番

左

従二位

彦星の妻むかへ舟きよれとて八十のわたりにひれぬらすらん

右

僧正

ながらへばしばしも月を見るべきに山のはちかき身こそつらけれ

(イ左)

右、心外にふるまへる敷。但右、老身の上おもひよそへられて誠によろし。可謂玄隔敷

その他、「(右)哥がら猶すぐるべくや」(二番)、「右、うらくとして勝侍なん」(十七番)、「右：猶可勝にや」(七十番)、「(右)いかでか勝す侍べき」(九十二番)、「右、心ありてきこゆ」(百廿二番)などとある。大旨、判者基家が、

隆弁詠を相当に評価していると一応は言えよう。但、詠歌と判詞との内容的な問題や、真観と親しい基家が、関東に影響力を期待し得る高僧隆弁の詠を好遇せざるを得ない歌壇的な事情、といった点は猶検討されるべきであろう。ともかく、同歌合などを直接的契機として歌人隆弁が京都の人々―特に反御子左派の歌人達―にも認知されていたと推され、現に、翌弘長二年（一二六二）九月、宗尊親王の命により基家が撰したとされる『三十六人大歌合』や、やはり反御子左派の中心人物の一人の六条行家撰（文永末期成立）の『人家和歌集』に隆弁詠が採録されており、又、基家、行家、真観等が撰者に追任された『続古今和歌集』（文永二年（一二六五）十二月奏覧）に四首入集している訳である。この文永二年（一二六五）には、「御所連歌会」（十月十九日）、「中務卿親王家五十首歌合」（十月・十二月歌）に出詠しており、又、『続古今和歌集』の隆弁詠（一八一―一八二二）の詞書には「中務卿親王家にて歌あまたよみ侍けるに：」とも見え、隆弁は、隆盛を見た宗尊親王主宰の歌壇の重要な構成員の一人としてあり、自身その状況下に旺盛なる詠作を営むようになったのではないかと推察されるのである。

ところで、上述の諸事例より判断すると、この時期の隆弁の歌人としての存在につき、歌壇史的に、人的紐帯に焦点を絞り見る限りに於いては、反御子左派、或いは六条家一派に属すと見做すことも一応は可能かと思われる。但、隆弁本人の自覚はむしろ微少で、自派勢力拡充を画す真観等の側が、僧侶として重きを為し、政治的にも多大な影響力を望み得る隆弁の存在を利用するといった様相ではなかったかと憶測されるのである。

〔第三期〕

さて、文永三年（一二六六）三月三十日の御所当座和歌会にも隆弁は出座しているが、その約三ヶ月後の七月に、宗尊親王は北条氏の忌避を被り將軍を辞し、その八年後の文永十一年（一二七四）八月一日に没する。又、真観も建治二

年（一二七六）六月九日に没し、その前年には六条行家が亡くなっている。中心人物を失った反御子左派は、その後退勢、解消へと向う訳である。併しながら、この時期にも隆弁の詠作活動はかなり精神的に継続されていったと考えられる。既に、『百五十番歌合』の頃から、老を詠ずる傾向は見えているものの、それがこの時期には当然の如く顕著となり、老の述懐的な歌を多く残している。次に、例示する。

すずか川にてよみ侍りける

前大僧正隆弁

七十のとしふるままにすずか川老の浪よるかげぞかなしき

（『統拾遺和歌集』卷九 羈旅歌 七二〇）

述懐歌の中に

前大僧正隆弁

見るままに老のかけこそかなしけれ六十あまりの有明の月

（同卷十七 雑歌中 一一二二一）

前記隆弁詠七十六首の内、右の如きものは十八首数えることができる。隆弁が、晩年にも、相当量の歌を詠んでいたことを窺い得よう。それを裏付けるように、隆弁は、亀山院が勅撰集（『統拾遺和歌集』）選定に際し、その資料として召した「弘安百首」（弘安元年（一二七八）披講歌）の作者となっている。当時隆弁は、園城寺長吏大僧正であり、勅撰集編纂に於いて無視し難い存在とは言えよう。しかしこのことは同時に、宗尊親王主宰歌壇の崩壊と反御子左勢力の衰退との後、隆弁自身老境に入りつつも、詠作活動を積極的に為していたことを想像させるものでもある。

最後に、ごく大雑把に隆弁の詠歌内容を概括しておく。隆弁詠を、各集の部立・部類等に従い、内容別に一応の目安

として分類整理すると次の如くなる。

春 9 ^(首) 夏 6 秋 3 冬 3 賀 3 離別 1 羈旅 4 恋 6 雑 26 神祇 7 釈教 8

やはり、神祇・釈教歌が比較的多いことに着意される。その他についても、先に示した何首かの如く、詠作機会を含めて考えると、隆弁には、僧侶としての活動や他との交際に係わる詠が目につく。従って、管見に入った現存歌で外形的に判断する限り、凡その傾向として、隆弁の詠歌は、所謂好士が歌の為に歌を詠むといった如きものではなく、僧隆弁の活動に付随するもの、或いはその社交的手段、といった性格がやや強いのではないかと思われる。つまり、総体的に見ると、隆弁の和歌詠作は僧侶としての隆弁の幅広い活躍を基盤としていえると言えるのではないだろうか。以上を念頭に、今後隆弁の作品自体を問題として猶考察する必要があるが、それは他日を期したい。

むすび

以上の内容をごく簡略にまとめておく。

隆弁は、凡そ上流の実務的にも文芸的にも比較的優秀な血筋の貴族に生を享け、園城寺に入門した。後に鎌倉に下着し、そこを本拠として、四代の將軍の下、広範で精力的な活動を展開した。殊に驗者としてよく能力を振り、諸人の信望を集め、後嵯峨院周辺や幕府の力をも背景に順調に昇進し、鎌倉僧界や寺門内部で支配的地位に就いた。

その和歌詠作は、僧侶としての隆弁の存在に従属するものであったと考えられる。ただ、宗尊親王將軍在位期、及びそれ以降、関東歌壇の主要な一員として活躍し、僧としての地位の高さも絡み、中央歌壇も無視し得ぬ人物であったことは間違いないものと思われる。特に、宗尊親王主宰の歌壇に於いては、隆弁自身はその護持僧であり、歌道師範が従

兄の真観であることなどから、歌壇史的には重要な存在であると考えられるのである。

〔注〕

- (1) 『三井統燈記』には「関東長福寺」に於いて入寂とあるが、当該寺院不詳。
- (2) 正二位大納言。前中納言藤原公光男。乾元二年(一三〇三)没、六十一歳。(部類)
- (3) 『三井統燈記』に「母黄門光雅女」とあり、『続古今和歌集目錄』世にも「母中納言光雅女」とある。母方の系図を『尊卑分脈』より抄出して31頁に示す(『系図纂要』もほぼ同様)。
- (4) 田中久夫氏『明恵』、奥田勲氏『明恵』によらせて頂く。学恩を深謝する。
- (5) 別に、『とはすかたり』巻二(文永十二年(一二七五)正月二十一日)に「りうへんそう正」と見えるが、この時点、隆弁は既に大僧正であり、福田秀一氏が新潮日本古典集成で注された如く、同じ四条家系統ではあるが、隆弁の甥四条大宮隆親男の隆遍(興福寺别当)のことと考えるべきかと思われるが、猶検討してみたい。
- (6) 例えば、「建長二年十月十日此ニヤアリケン法印カサレケルハ世喜寺ノ龍花会年来ノ宿願也」とか、「法印建長二年霜月廿七日ニ出京アリシカ」などと、第三者的表现の箇所も見える。しかし又、かなり詳細に本人の閨歴が記されてもおり、猶後考を期したい。
- (7) 安芸守源仲経子。僧正に到る。安貞元年(一二二七)園城寺四十五世長史に任ず。寛吉三年(一二三二)十月一日帰寂、七十二歳(補録)
- (8) 参議従二位藤実明卿息、権大納言公通卿孫。権僧正。上乗院門跡。(門跡)
- (9) 似絵で有名な歌人藤原隆信の子。嘉祿三年(一二二七)七月二十一日别当に任ず。法印。『新古今和歌集』以下四首入集。(統燈記、部類) 證慶は不詳。
- (10) 父隆房の官名によるものか。(二二六)
- (11) この間、僧正に転じた日時は不詳だが、『弘長元年七月七日将軍宗尊尊親王家百五十番歌合』出詠時の作者名表記は「僧正隆弁」であり、又、同四年(一二六四)に園城寺别当に任せられた時にも「五十七年時僧正」(統燈記)とある。
- (12)、(13) 共に、補任状が『鎌倉遺文』に収められている。(12) 七〇八六。(13) 一一三三四。

(14) この前後隆弁は関東に在ったと判断されるが、当時寺の別当が本寺に在留しないことも許されていたらしい。例えば、隆弁の弟弟子に当る公朝の別当補任に關し、「正応五年二月二十五日吉書。年住_レ閩東_一被_レ補_レ之」(統燈記)などがある。猶、この公朝についてかつて拙稿(「僧正公朝について―その伝と歌壇的位置―」(『国語と国文学』昭和五十八年九月))を成した時に右の記事を落としていたので、この場を借りて追加訂正したい。

(15) 信生・塩屋朝業男。元久元年(一二〇四)生、文永二年(一二六五)没。常陸国笠間を知行。檢非違使。従五位下。『統後撰集』以下に三首入集。(部類等)

(16) この他、同集(一四二、一四三)に、同じ折りのものと考えられる次の如き贈答もある。

鹿島社にて、唐本一切経くやうし侍ける時、ひころあめやます侍けるか、けふしもはれて、わつらひなく供養とけられ侍ぬる事と、導師の宿房より、よろこひつかはしけるついでに 権僧正隆弁

いまよりや心のそらも晴ぬらん神代の月のかけやとすまで

返事

千はやふる神代の月のあらはれてこゝろのやみはいまそはれぬる

(17) 北条重時の子息の生年を参考までに示すと、時茂・仁治元年(一二四〇)、業時・同二年(一二四一)、義政・同三年(一二四二)、である。

(18) 長景は秋田城介安達義景男。詳しくは略すが、義景は幕府の使者として度々隆弁の房を訪れており、又、義景の出家には隆弁が戒師を勤め、その死後十三回忌の導師も隆弁である。この様なことからその子長景とも隆弁は親交があったものと思われる。

(19) 山城国粟田。慶滋保胤隱栖の故地と伝えられ、門跡寺院に列せられる。隆弁はその初代門跡。

(20) 隆弁は、この二寺との関係からか、「如意寺」、「聖福寺殿」と号していた(社務)。

(21) 一例を挙げると、寛元三年(一二四五)八月十五日、義氏は執権経時の病平癒加持の賞により隆弁を賞している(鏡)。

(22) 『隆弁法印西上記』にも幾つかの歌が見えるが、これについては、同書自体を考える機会に、隆弁の詠歌と確認できれば追補したい。

(23) 「石清水の社僧良清が、同社についての、主として願文集の麗草を摘録部類した二巻の詩集」(『図書寮叢刊解題』)。猶、同集に

は又、「和前大僧正隆弁作」とする詩二首（院御製、按察使源朝臣晉平卿）も見える。

(24)

前大僧正隆弁すゝめ侍し住吉社歌合に、鶯

このみちとおもひなしてやうくひすの花になくねを神もきくらむ

〔中書王御詠〕九番

隆弁僧正のすゝめ侍し

すみよしの松にそとはむいにしへの神代もかくやのとけかりしと

〔長景集〕一六九番

前大僧正隆弁家歌合、霞

權僧正公朝

うぐひすの春に成ぬとさほぢなるはがひの山のまづかすみぬる

〔末木和歌抄〕卷二春部二五二四

(25)

九条三位顕家男。蓮生六条知家の弟。承元元年（一二〇七）〜文永十一年（一二七四）十一月八日。鎌倉にも縁が深い。

（部類等）

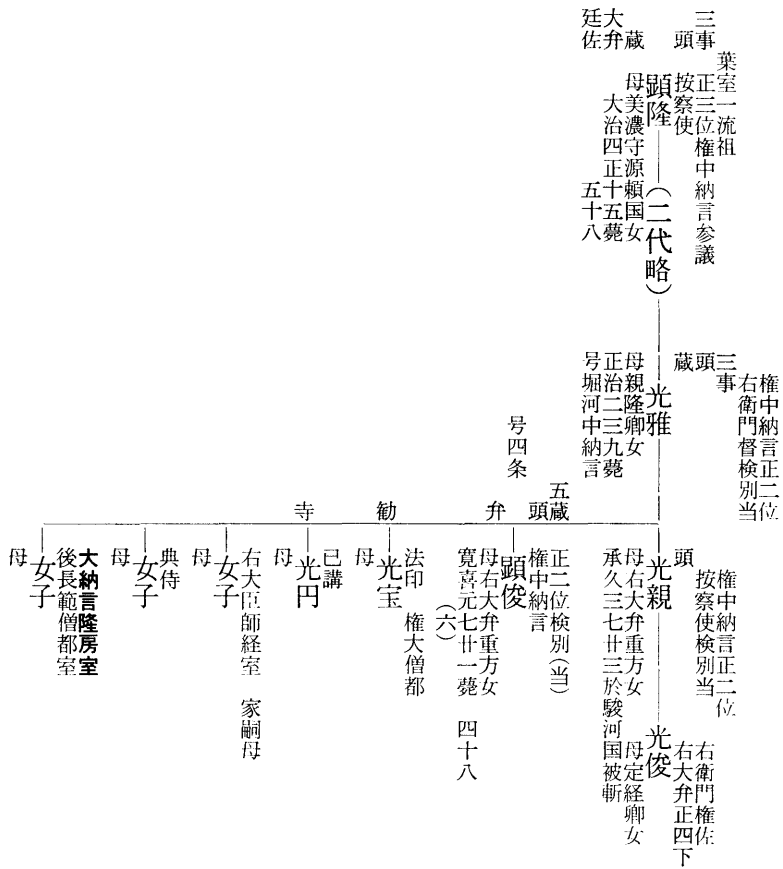
(26)

同判には勝負付がない（古典文庫本・前田尊経閣文庫本・谷山茂氏藏本による）。

補注※

- 『三井統燈記』（大日本仏教全書）○『寺門伝記補録』（同上）○『吾妻鏡』（国史大系）○『隆弁法印西上記』（東京大学史料編纂所藏）○『園城寺伝法血脈』（同上）○『鶴岡八幡宮寺社務職次第』（群書類従）○『諸門跡譜』（同上）○『僧官補任』（同上）○『鶴岡八幡宮寺僧次第』（統群書類従）○『北条九代記』（同上）○『鎌倉年代記裏書』（統史料大成）○『武家年代記裏書』（同上）○『建治三年日記』（同上）○『尊卑分脈』（国史大系）○『系図纂要』（内閣文庫藏）○『勅撰作者部類』（和歌文学大辞典）○『鎌倉遺文』

（順不同。和歌関係資料は別記。本稿全篇に渡り、右傍線部分の略記を以て示す）。



〔付記〕

本稿は、昭和五十八年十二月十七日、和歌文学会例会（於青山学院大学）に於いて、「大僧正隆舟について」と題し、隆舟の生涯に渡る年譜を示しつつ口頭発表したものを基に作成したものである。当日会場で御教示下さった、有吉保、長崎健、福田秀一、松村雄二の各氏に厚く御礼申し上げます。又、貴重な御資料の閲覧を許可せられた各機関に、深く感謝申し上げます。